

新型インフルエンザ等における 特定検疫港等について

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

Ⅲ. 各段階における対策

海外発生期

(4) 予防・まん延防止

(4)－3 水際対策

(4)－3－2 検疫の強化

- ③ 国は、停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港等を指定し、集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)
- ・ 旅客機等については成田、羽田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。
 - ・ 客船については横浜港、神戸港、関門港及び博多港で対応する。

3. 水際対策に関するガイドライン

1. 国内でのまん延をできるだけ遅らせ、その間に検査体制、医療体制等の整備のための時間を確保する。
2. 帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現する。

【対策の概要】

- WHOが新型インフルエンザの宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合、直ちに新型インフルエンザ等対策本部を設置し、ウイルスの特徴、社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し、基本的対処方針を決定。
 - ※ WHOの宣言前等であっても、新型インフルエンザ等の発生が強く疑われる場合には、関係省庁対策会議又は必要に応じ新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、初動対処方針を決定。
 - ※ 対策の決定に当たっては、病原性・感染力等のウイルスの特徴その他の状況を踏まえ、患者等への人権の配慮や、対策の有効性・実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案。(あらかじめ対応パターンを5つ例示)
- 新たな情報が得られた場合や国内外における発生状況の変化等により、対策の縮小・中止などの見直しを行う。

検疫の強化	(検疫集約化)発生国からの便を検疫実施空港・港(5空港・4海港)へ
	(停留措置)感染のおそれのある者を一定期間停留
	(健康監視)国内での発症者を早期に発見するため健康監視を実施
来航者への対応	査証措置等による状況に応じた措置
在外邦人への支援	(感染症危険情報)在外邦人等に対し、渡航延期、帰国の検討等について情報提供
	(代替的帰国手段)定期便が運航停止等となる場合、在外邦人の帰国手段を確保(チャーター便、政府専用機、自衛隊機等)

3. 水際対策に関するガイドライン

Ⅲ 水際対策に関するガイドライン

第3章

検疫の実施

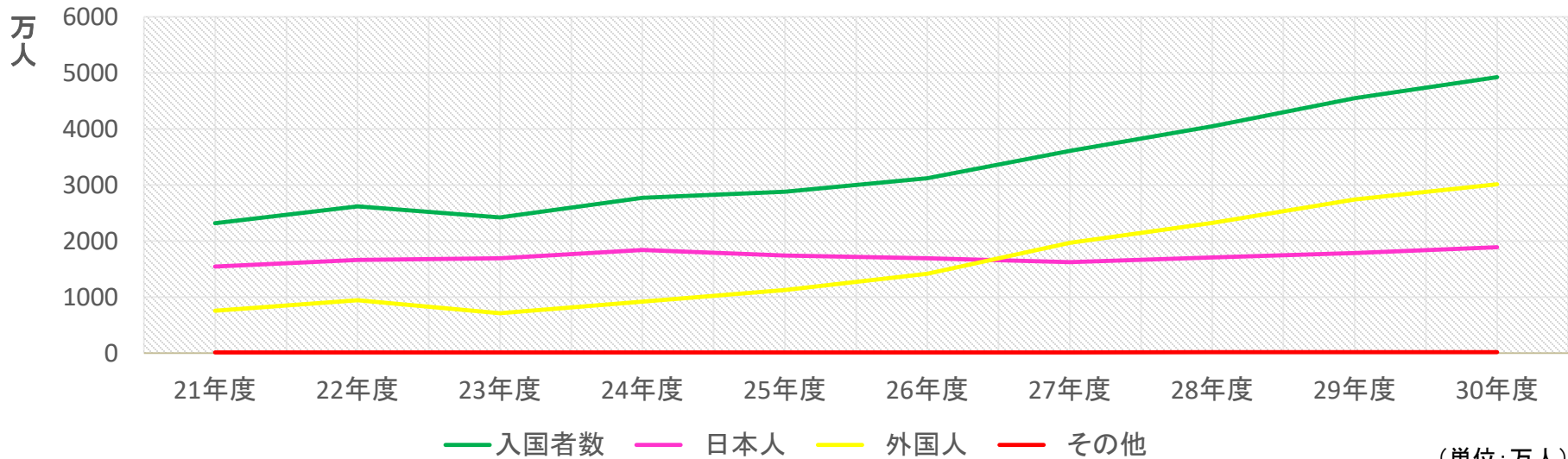
1. 検疫実施空港・港の集約化

(1) 基本的な考え方

- ① 検疫強化のため停留を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国からの航空機及び船舶の運航状況等を踏まえ、発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、5空港、4海港を特定疫港及び特定検疫飛行場(以下「特定検疫港等」という。)に指定して、集約化を図ることを検討する。

- a 5空港(成田・羽田・関西・中部・福岡)
- b 4海港(横浜・神戸・関門・博多)

入国者数推移



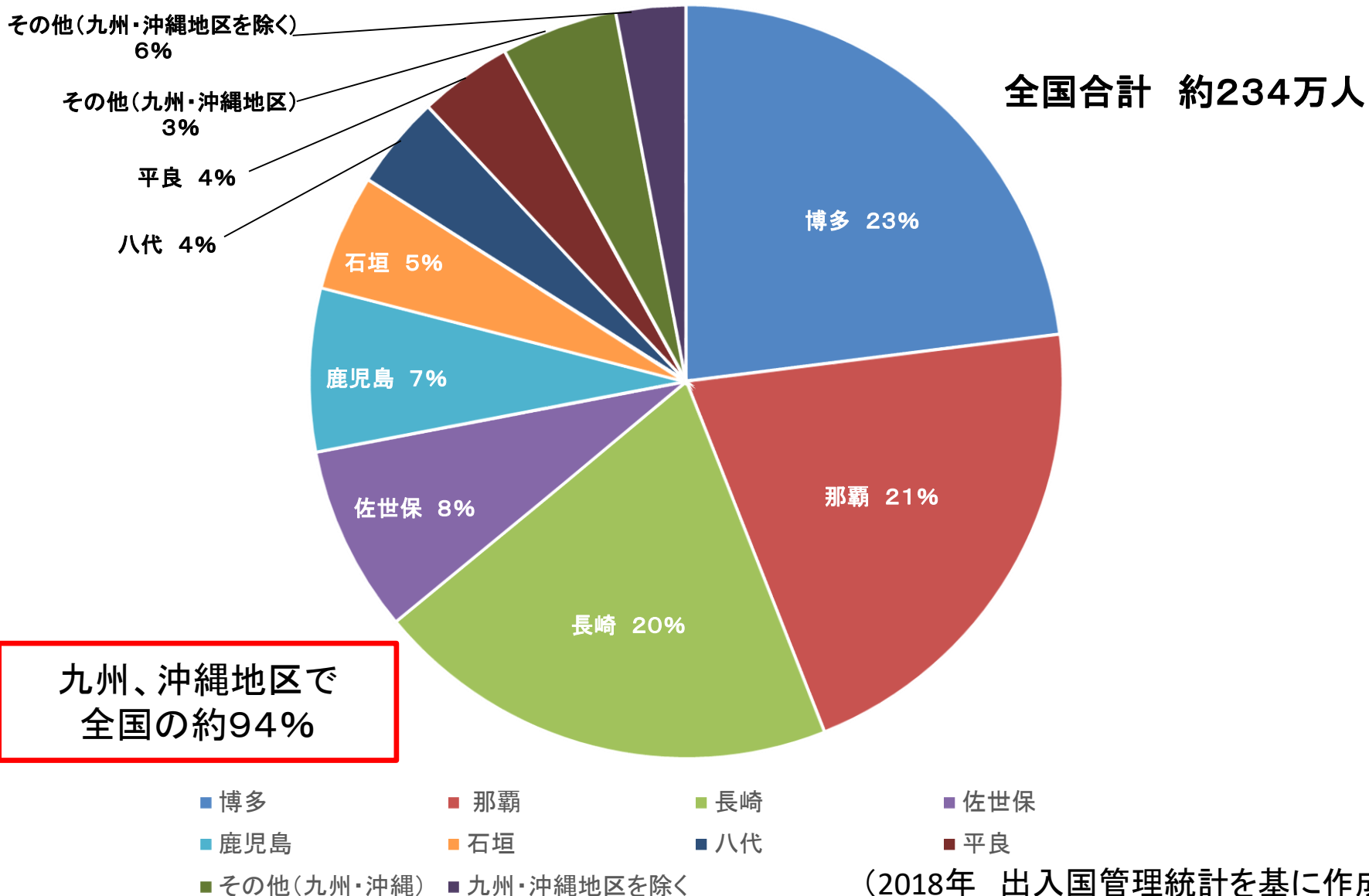
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入国者数	2,316	2,620	2,420	2,772	2,881	3,121	3,610	4,047	4,548	4,920
日本人	1,543	1,661	1,692	1,841	1,742	1,692	1,626	1,709	1,788	1,891
外国人	758	944	714	917	1,126	1,415	1,969	2,322	2,743	3,010
その他	15	15	15	14	13	14	15	17	17	19

(単位:万人)

特例上陸許可

	H26	H27	H28	H29	H30
寄港地上陸	26	1.6	1.7	1.3	1.3
通過上陸	0.3	0.5	0.6	0.5	0.5
船舶観光上陸	-	107	194	245	234
乗員上陸	219	243	279	303	301

全国海港別の船舶観光上陸許可者数



(2018年 出入国管理統計を基に作成)
* 構成比は少数以下を四捨五入しているため、
合計は100%にならない。

海港検疫集約化について

<集約した場合の対応可能隻数>

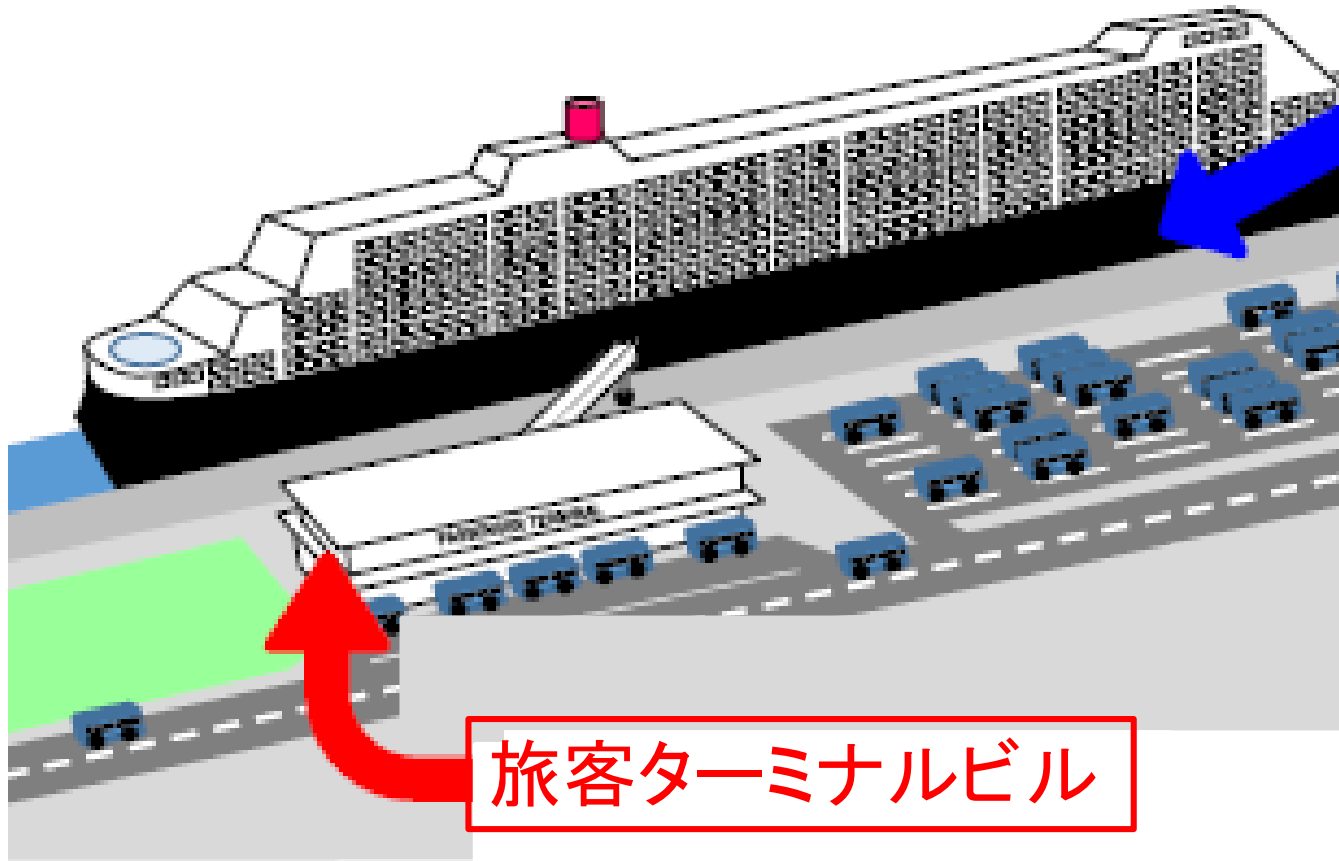
- 1) クルーズ船においては、乗客の数が多いため、対応時間を考慮すると、集約港内にある1着岸場所あたり1日に最大1隻。
- 2) 複数のターミナルがある海港は、上位9港のうち博多港(博多港国際ターミナル、博多港クルーズセンター)のみとなっている。

<特定検疫港の告示>

新型インフルエンザ発生時には、行動計画に記載されたすべての海港を機械的に特定検疫港として告示するのではなく、どの国が発生国に該当するか、当該国からの客船の就航状況等を踏まえ、特定検疫港を決定する。

※ ただし、特定検疫港が定められれば、特定船舶(発生国を発航し、または発生国に寄航して来航しようとする船舶)は、必ず特定検疫港で検疫を受けなければならない。(特措法第29条)

旅客ターミナルイメージ図



岸壁

旅客ターミナルビル

海港検疫集約化における考え方

平時の検疫

- 船内・客船ターミナルにて検疫
- 事前通報で有症者がいる場合は、臨船着岸検疫(※1)を実施



隻数の制限

- 発生国からのクルーズ船の運航自粛要請

特定検疫港への集約

- 既存の4海港(横浜港、神戸港、関門港及び博多港)に3海港(長崎港、鹿児島港、那覇港)を加え、7海港を特定検疫港に指定して集約化する
- 大阪港に到着している定期客船は、神戸港に集約する

検疫体制の強化および効率化

- 乗船後、船長、船医に有症者の有無を再確認後、下船許可
- 質問票記載の厳格化
- 客船ターミナルの検疫検査場にて質問票徴集、サーモグラフィによる体温測定
- 事前通報等で有症者がいる場合は、臨船着岸検疫(※2)を実施
- 他検疫所、自衛隊等からの応援による増員
- IT活用の検討(アプリ等による質問票徴集)

※1 有症者の健康状態等の確認

※2 有症者を含む全乗客の質問票、サーモグラフィにて健康状態等の確認

現行の空港での発着便

5空港(成田、関西、羽田、中部、福岡)

7空港(成田、関西、羽田、中部、福岡、那覇、千歳)

7空港以外の地方空港を含む

中国(香港、マカオ含む)、韓国、台湾、米国(ホノルル、グアム含む)、シンガポール

7空港

タイ、マレーシア、ロシア

5空港

中国(香港、マカオ含む)、韓国、台湾、米国、タイ、シンガポール、マレーシア、ロシア
以外の国・地域

(例えば、フィリピン、ベトナム、アラブ首長国連邦、カナダ等)

特定検疫飛行場については、現在の5空港では発着枠等に余裕がなく、他空港から新たに受入可能な航空機数は限定的であるため、5空港に次ぐ航空機発着実績がある千歳空港と那覇空港を新たに追加し、受入枠の増加を図る必要がある。

空港検疫集約化における考え方

通常検疫

- 検疫検査場にて検疫
- 事前通報で有症者がいる場合は、機内検疫(※1)を実施



便数の制限

特定検疫飛行場への集約

- 既存の5空港(成田、羽田、関西、中部、福岡)に2空港(千歳、那覇)を加え、7空港を特定検疫飛行場に指定して集約を図る
- 発生国からの航空機の運航自粛要請

検疫体制の強化および効率化

- 降機前に航空会社による有症者の有無を再確認後、降機許可
- 質問票記載の厳格化
- 検疫検査場にて質問票徴集、サーモグラフィーによる体温測定
- 事前通報等で有症者がいる場合は、機内検疫(※2)を実施
- 他検疫所、自衛隊等からの応援による増員
- IT活用の検討(アプリ等による質問票徴集)

※1 有症者の健康状態等の確認

※2 有症者を含む全乗客の質問票、サーモグラフィーにて健康状態等の確認